

議案第 38 号

三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり三重県市町総合事務組合同規約の変更をすることについて協議する。

平成 25 年 2 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議書

提案理由

一部事務組合の規約の変更に関して協議することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

## 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議書

三重県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約を次のように定める。

### 三重県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約

三重県市町総合事務組合格約（昭和62年三重県指令地第885号）の一部を次のように変更する。

第14条中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改める。

別表第2第3条第1項第4号に定める事務の項中「志摩市」の次に「、伊賀市」を加える。

附 則

この規約は、三重県知事の許可があった日から施行する。